

菑棚、山のかたはしに覆盆子畑を付けさせらると見わたれば、此の時泉野の地邊に櫻畠・桃畠をも命ぜられしと聞ゆ。泉野は其のかみ不毛の地なる故なり。改作所舊記に如左載せたり。

石川郡泉村接木畑、其の御場より御支配に御座候哉。但御用地などに罷成、只今御畑地に而無之候哉。百姓地などに罷成候哉。委細に可被仰聞候。御畑地に候はゞ、間數步數御書付御越可被成候。御尋御座候故如此に御座候。以上。

十月五日

田尻彌二右衛門

御算用場

就御尋申上候。

一、石川郡泉村領接木畑只今有之候哉。御用地又は百姓地に罷成居申候哉与御尋被遊候に付、相尋申處に、泉村領には先年より接木畑御座候儀承及不申候。

一、同郡泉野村領之内に、先年もつく畑与申候て、もつく井櫻・椿等植有之候畑御座候處に、三拾年許以前、右御植木共御城中へ爲御取寄被遊かと奉存候。其外御家中へも被下、すきと空地に罷成、只今以右之御畠地步數千二二三

百歩程、廻り杉植御座候。

一、同村領之内に、先年柿木御畑一ヶ所御座候。步數覺無御座候。此所四拾ヶ年以前に、御足輕中屋敷に相渡り申候。

一、同村領之内に、先年柿木御畑一ヶ所御座候。此所之儀、同村領之内御用地に相渡り候替地に御渡被爲成、只今畑地に而、泉野村に支配仕候。此步數并年數覺無御座候。

一、同村領之内に、柿木御畑一ヶ所御座候。此所元祿五年に御高十石四斗二升五合新開被仰付候。

一、同村領内に、栗御林一ヶ所御座候。此所元祿五年に御高三十四石四斗四升五合新開被仰付候。

一、同村領之内に、杉御林一ヶ所御座候。步數三百歩程、今以杉林御座候。

一、同村領之内に、栗木御畑一ヶ所御座候。此所寛文八年に御高三石八斗八升五合新開被仰付候。

一、同村領之内に、竹御林二ヶ所御座候。元祿八年に御高十七石九斗四升五合新開被仰候。

一、泉野出村領之内、椿花壇と申候つる御畠一ヶ所御座候。此所寛文七年御高十石五斗三升五合新開被仰付候。

一、同村領之内、柿木御畠一ヶ所御座候。此柿木、御馬屋町柿木畑に御取、其跡寛文八年御高八石四斗五升五合新開被仰付候。右泉村近在に而先年御畑地有之、所々相尋書上申候。以上。

元祿十三年十月五日

野々市村少左衛門

不破平左衛門殿

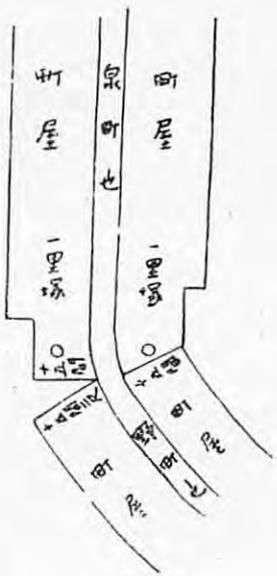
田井村次郎吉

按ずるに、桃畠の名は不記載といへども、右畑地の中なるべし。

〇一里塚跡

野町と泉野との境界なる折曲の東側、町家の圍内にある榎木をば、一里塚なりといひ傳へ、舊藩中は此所に柵門ありしかど、明治廢藩の際取除かれたり。延寶の金澤圖に如下載せたり。此の繪圖にて見れば、延寶の頃は東西兩側に一里塚ありたりしを、後西側は絶え、東側のみと成り、是も出願して邸内へ取込み、僅に榎木のみ残りたりしと聞ゆ。按ずるに、正保四年幕府へ加能越三州輿地圖進達に付、取添へられし三州道程調書に、山上村より金澤野町一里山ま

で一里、野町一里山より泉村まで六町、一里山金澤町之内泉野村端にあり。と記載せり。右一里山といふは即ち一里塚の事にて、三州志にも野町は神明社門前より里塚までなり。分疆に界門あり。是より泉野なり。といへり。右正保四年の道程調書等にて見れば、そのかみ金澤市中此の一里



塚の際までを町地となし、夫れより南は郡地にて、一里塚を金澤町端となしたる故に、此の地界に柵門を建てありしと聞ゆ。されど後追々町地をば取廣められ、一里塚以外に泉町・泉新町・有松町とて、町端まで遙に連擔せし故、一里塚は金澤の市中に成りて、名のみ残りしにより、遂に廢物